

◆比較的多いパターン

大竹市

(投票権)

第5条 住民投票の投票権を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上大竹市に住所を有するもの
- (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3月以上大竹市に住所を有するもの

2 前項第2号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

◆岸和田市のパターン

(住民投票の投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上岸和田市に住所を有するもの（その者に係る岸和田市の住民票が作成された日（他の市町村から岸和田市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上岸和田市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）
- (2) 年齢満18年以上の定住外国人で、引き続き3月以上岸和田市に住所を有する者（外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が岸和田市にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3月以上経過している者に限る。）

2 前項第2号に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (3) 出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在留資格（前号の在留資格を除く。）をもって在留し、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者

◆北広島市のパターン

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 18歳以上の日本国籍を有する者で引き続き3月以上本市に住所を有するもの（その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）
- (2) 18歳以上の次のいずれかに該当する外国人で引き続き3月以上本市に住所を有するもの（外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3月以上経過しているものに限る。）

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者（アに掲げる者を除く。）であって引き続き3年を超えて日本に住所を有するもの

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者